

質問項番	区分	質問内容	回答
1	その他	処遇改善加算及び体制等状況一覧の届出様式について、さいたま市のホームページに登載されるのはいつか？	登載が遅くなり申し訳ありません。 さいたま市「介護職員処遇改善加算の算定について」を参照ください。 <a href="http://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p019774.html">http://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p019774.html</a>
2	届出	リハビリマネージメント加算について、埼玉県はⅠ及びⅡに限定しない場合は両方に○を記載するとされているが、さいたま市の取扱いはどうか？	Ⅰ及びⅡに限定しない場合は両方に○を記載してください。（埼玉県と同様）
3	加算	特定事業所加算について、根拠となる資料とはなにか？	添付書類チェックリストをご参照ください。
4	加算	サービス提供体制加算について、年間の平均は50%を超えているが、50%に満たない月がある。年間平均で50%を超えていればよいか？	前年度（3月を除く。）実績の平均が50%を超えている場合に算定できます。
5	加算	医療連携加算の算定に必要な書類は、往診記録でいいか？また、介護記録に往診記録が記載してある場合はどうか？	添付書類チェックリストをご参照ください。
6	届出	通所リハ短期集中リハビリ加算・認知症短期集中リハビリ加算・生活向上加算を算定する場合、届出の提出は必要か？	体制等状況一覧表にある項目を新たに算定する場合は、届出書の提出が必要です。
7	加算	サービス提供体制強化加算について、平成27年4月からの勤務表を添付すればよいか？	算定開始月の勤務表を添付してください。
8	加算	通所介護の中重度ケア体制加算について、直近3ヶ月の基準となる月はいつか？	算定月が基準となります。 例として4月に算定する場合は、1月・2月・3月の割合で算定します。また、該当しなくなった場合は届出が必要になりますので、ご注意ください。
9	加算	訪問看護の看護体制強化加算について、直近3ヶ月の基準となる月はいつか？	算定月が基準となります。 例として4月に算定する場合は、1月・2月・3月の割合で算定します。また、該当しなくなった場合は届出が必要になりますので、ご注意ください。
10	加算	サービス提供体制加算について、介護福祉士等の状況や常勤職員、勤続年数の基準となる日は、平成27年4月1日でもいいか？	前年（3月を除く。）の対象月（暦月）の月末日が基準日です。 月毎に算出してください。
11	届出	平成27年5月から算定する場合、平成27年4月30日までに届出書を提出すればよいか？	平成27年5月から算定する加算につきましては、届出書の提出期限は平成27年4月15日となります。

質問項番	区分	質問内容	回答
12	加算	社会参加支援加算について、事業期間が1年に満たない場合は算定できないのか？	算定できません。
13	加算	通所介護について、中重度ケア体制加算について、該当者のみに算定するのか。もしくは通所介護利用者全員に算定できるのか？	利用者全員に算定できます。
14	届出	処遇改善加算について、同一敷地に事業所番号が異なる事業所を開設している。同じ就業規則であるが、処遇改善の就業規則は別々に必要か？	法人でまとめて計画を作成していれば、法人単位で提出してください。事業所ごとに計画を作成していれば、事業所ごとに提出してください。
15	届出	処遇改善加算のキャリアパス要件について、職位職責の確認書類は必要か？	書類の提出は必要ありませんが、事業所の全職員に周知し、保管が必要です。
16	届出	処遇改善加算について、賃金総額は処遇改善額だけではなく賃金額を記入するのか？	改善額（改善後総額－改善前賃金額）をご記入ください。
17	届出	サービス提供体制加算の勤務形態一覧表について、さいたま市様式以外の様式を使用してもいいか？	さいたま市様式に記載する項目と同一の項目が記載されていれば、他様式の勤務形態一覧表を使用していただいて構いません。
18	届出	処遇改善加算に伴う申請書類は、いつまでに提出すればいいか？	計画書（案）を平成27年4月15日（水）までに、計画書を平成27年4月30日（木）までに郵送でご提出ください。
19	届出	処遇改善の更新の届出について、様式に記載する異動区分は「新規」でよいか？	異動区分は「変更」と記載してください。
20	加算	処遇改善加算（1）の職場環境要件とはなにか？	介護職員処遇改善計画書「(3)職場環境等要件について」の太枠内をご参照いただき、該当するものに○を付けてください。
21	その他	届出様式等はどこからダウンロードできるか？	さいたま市のホームページからダウンロードできます。 介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表等 <a href="http://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p019440.html">http://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p019440.html</a>
22	その他	一部の届出様式がさいたま市のホームページに登載されていないが、いつ登載されるのか？	ご迷惑をおかけしています。現在、さいたま市のホームページからダウンロードできます。 介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表等 <a href="http://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p019440.html">http://www.city.saitama.jp/005/001/018/002/p019440.html</a>